

# どう わ もん だい 同 和 問 題 (1)

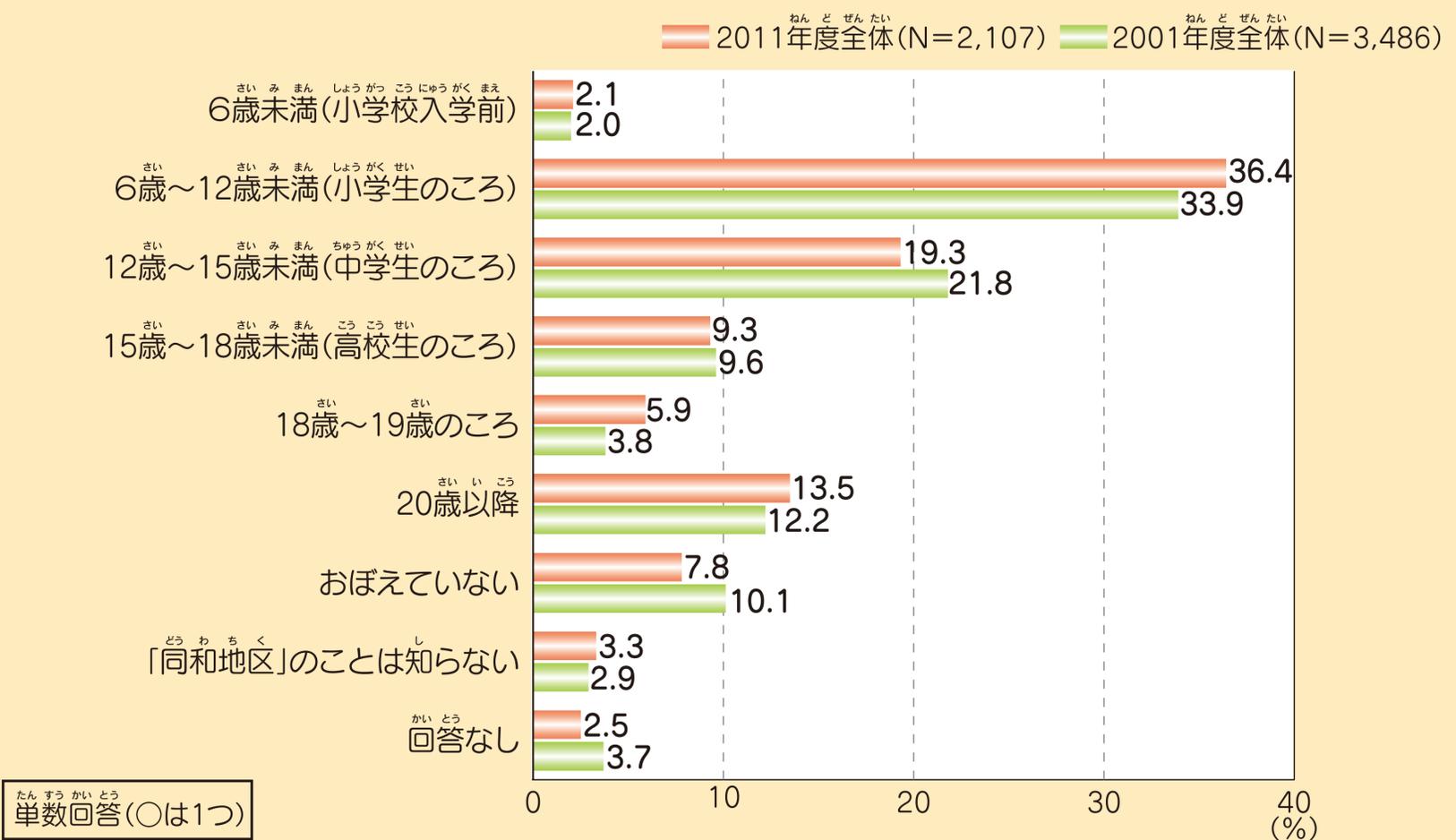
みなさんは、同和問題について知っていますか？

同和問題とは、日本社会の歴史的発展の過程において形成された身分階層構造に基づく差別により、日本国民の一部の集団が、現代社会においても、なおいちじるしく基本的人権を侵害され、とくに、近代社会の原理として何人にも保障されている市民的権利と自由を完全に保障されていないという、もっとも深刻にして重大な社会問題です。

この機会に、同和問題について、一緒に考えてみませんか。

「人権問題に関する県民意識調査」では、同和問題について次のような結果になりました。

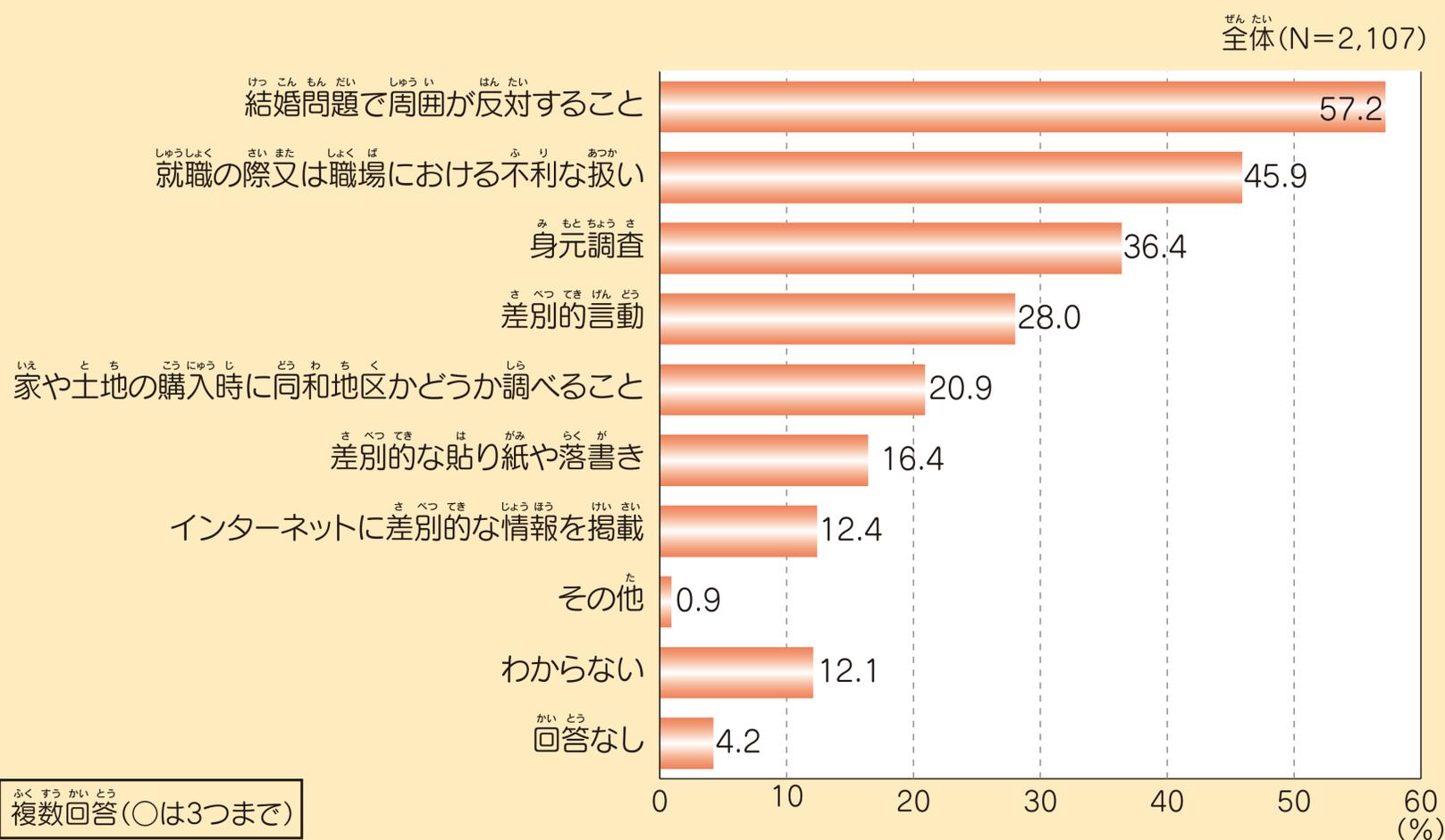
日本の社会に、「被差別部落」や「同和地区」などと呼ばれ「差別」を受けている地区があることを、あなたがはじめて知ったのはいつ頃ですか。



# どう わ もん だい 同和問題 (2)

けん みる い しき ちよう さ つぎ けつ か  
「県民意識調査」では、次のような結果になりました。

どう わ もん だい かん じん けん そん ちよう おも  
同和問題に関して、人権がとくに尊重されていないと思  
うことはどんなことですか？



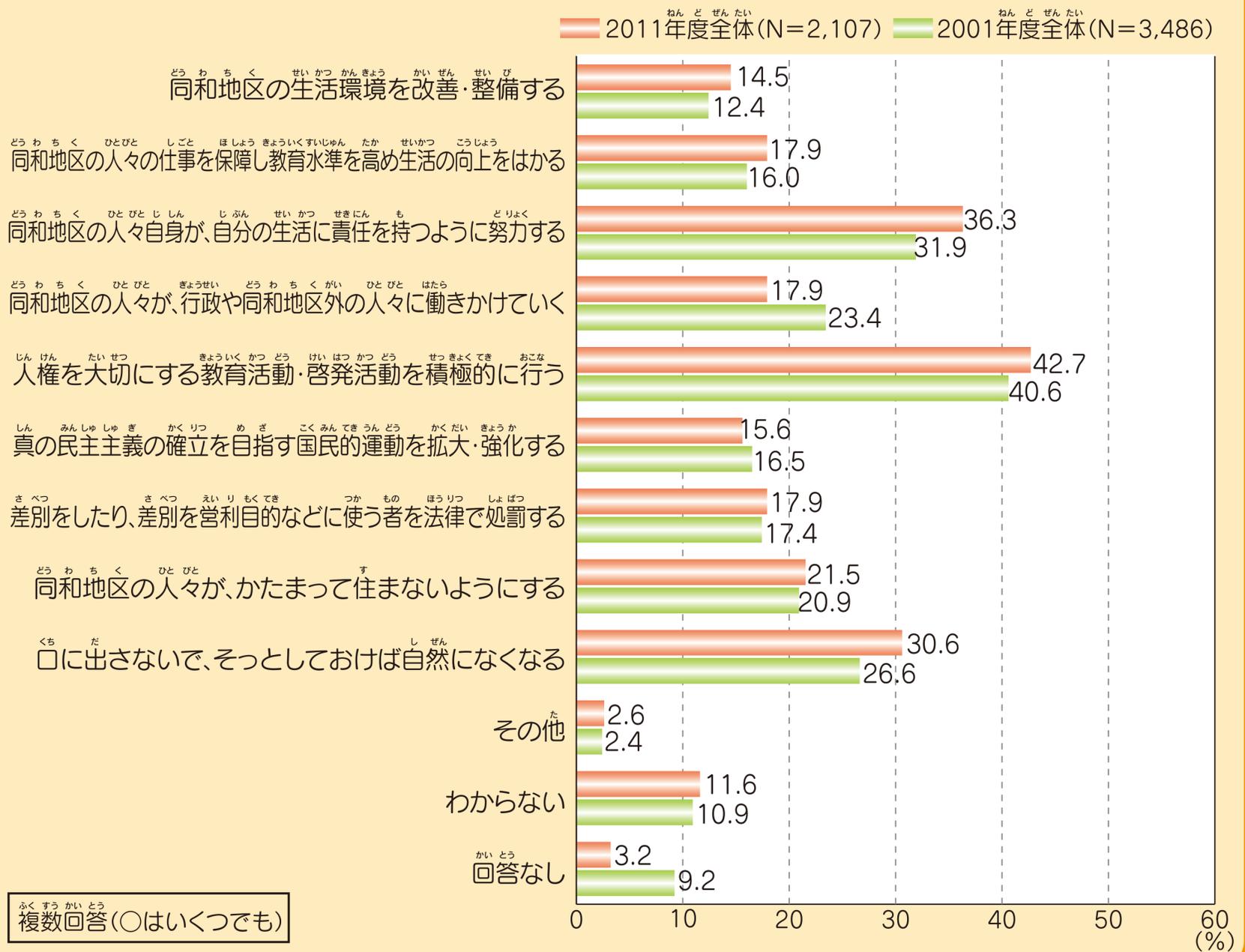
だい い けつ こん もん だい しゅう い はん たい  
第1位は「結婚問題で周囲が反対」の  
57.2%で、「就職の際又は職場において不利な  
扱いを受ける」や「身元調査をする」が続いています。  
さ べつ てき げん どう いえ と ち こう に ゆう  
「差別的言動」、「家や土地を購入したり、マンションを  
けん せつ さい どう わ ち く しら  
建設する際に、同和地区かどうかを調べる」  
わり い じよう  
なども2割以上あげられています。



# どう わ もん だい 同 和 問 題 (3)

けん みる い しき ちやう さ つぎ けつ か  
「県民意識調査」では、次のような結果になりました。

どう わ もん だい かい けつ かんが  
同和問題を解決するには、どうしたらよいと考えますか？



もっと おお じん けん たい せつ きやう いく かつ どう けい はつ かつ どう せつ きよく てき おこな  
最も多かったのは、「人権を大切にする教育活動・啓発活動を積極的に行う」の42.7%です。

これに対して、30.6%が「同和地区のことや差別のことなど□に出さないで、そっとしておけば自然になくなる」とし、21.5%が「同和地区の人々が、かたまって住まないようにする」と答えていることには注意する必要があるでしょう。

# どう わ もん だい 同 和 問 題 (4)

どう わ もん だい わ くに こ ゆう じん けん もん だい に ほん こく けん ぽう ほ しょう  
同和問題は、我が国固有の人権問題であり、日本国憲法が保障  
する基本的人権にかかわる重大な社会問題です。

しょう わ ねん くに どう わ たい さく しん ぎ かい どう しん どう わ もん だい  
昭和40(1965)年の国の「同和対策審議会答申」では、同和問題  
の「早急な解決こそ国の責務であり、同時に国民的課題である」と  
されています。また、この答申の中で「寝た子をおこすな」式の考え  
では、同和問題は解決しないと指摘されています。

どう しん ふ しょう わ ねん せい てい どう わ たい さく じ ぎょう とく  
この答申を踏まえ、昭和44(1969)年制定の「同和対策事業特  
別措置法」以降、30有余年にわたる同和問題解決の取組が進めら  
れることになり、福岡県においても、「法」に基づく同和対策事業の  
実施によって、劣悪であった同和地区の生活環境は大きく改善さ  
れ、奨学金制度の充実など教育への取組によって、「不就学児童・生  
徒」や「非識字」の問題も解消に向かい、高等学校等への進学率も  
上昇するなど、同和地区住民の生活実態も大きく変わりました。

ねん だい い こう あい つ けい ざい てき へん どう ふ ぎょう どう わ  
しかし、1990年代以降、相次ぐ経済的変動や不況もあって、同和  
地区住民の産業・労働問題については今なお重い課題が残されて  
いるほか、今回の「人権問題に関する県民意識調査」にも一部あら  
われているように、結婚に際して、あるいは住宅を選ぶ際の忌避意  
識、さらにはインターネット上での書き込みなど、さまざまな形で  
の被差別部落に対する差別事象が後を絶たない厳しい現実があり  
ます。

さん ころ じん けん もん だい かん けん じん い しき ちよう さ けつ か ほう こく しょ がい よう ばん  
参考：「人権問題に関する県民意識調査 結果報告書 概要版」

どう わ もん だい なら きよう いく たい がく めい よ きよう じゆ なか がわ き よ こ  
コラム「同和問題とは・・・」奈良教育大学名誉教授 中川 喜代子

# どう わ もん だい 同 和 問 題 (5)

## ふく おか けん とり くみ 福岡県の取組

ふく おか けん がつ じん けん しゅう かん し ぎょう くわ しょう わ  
福岡県では、12月の「人権週間」の事業に加え、昭和56(1981)  
ねん けん どく じ とり くみ まい とし がつ どう わ もん だい けい はつ きょう ちよう げつ  
年からは県独自の取組として、毎年7月を「同和問題啓発強調月  
かん さだ がい とう けい はつ こう えん かい し ちよう ぞん いっ たい かく しゅ けい  
間」と定め、街頭啓発や講演会など市町村と一体となって各種啓  
はつ し ぎょう じっ し へい せい ねん ふく おか けん ぶ  
発事業を実施しています。また、平成7(1995)年には、「福岡県部  
らく さ べつ じ しょう はつ せい ほう し かん じょう れい せい てい けつ こん およ しゅう しょく  
落差別事象の発生の防止に関する条例」を制定し、結婚及び就職  
さい ぶ らく さ べつ じ しょう はつ せい ほう し つと  
に際しての部落差別事象の発生防止に努めています。

ふく おか けん じん けん けい はつ じょう ほう あい しょう  
さらに、福岡県人権啓発情報センター(愛称ヒューマン・アルカ  
どう わ もん だい かん じょう せつ てん さま ざま じん けん か だい かん  
ディア)では、同和問題に関する常設展や様々な人権課題に関する  
とく べつ てん かい さい けい はつ さつ し さく せい けん しゅう じん けん けい はつ  
特別展を開催するとともに、啓発冊子の作成や研修、人権啓発ラ  
ばん ぐみ ほう そう とう おこな けん みる けい はつ いっ そう すい しん つと  
ジオ番組の放送等を行い県民啓発のより一層の推進に努めてい  
ます。

